

訴 状

2012年5月1日

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 小 林 修

同 弁護士 菊 地 令比等

原告 西 野 ^{とも}友 ^{あき}章

原告 西 野 ^{みつ}光 ^み美

(送達先)

〒440-0814 愛知県豊橋市前田町1丁目8番地18

小林修法律事務所

上記原告訴訟代理人

弁 護 士 小 林 修

弁 護 士 菊 地 令 比 等

TEL 0532-52-7427

FAX 0532-52-7426

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地

被 告 豊 橋 市

上記代表者市長 佐 原 光 一

〒101-0051 東京都千代田区神田町神保町2丁目30番地

被 告 株式会社小学館集英社プロダクション

上記代表者代表取締役 八 木 正 男

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

被 告 静 岡 県

上記代表者知事 川 勝 平 太

損害賠償請求事件

訴訟物の価額	6829万4528円
貼用印紙額	22万7000円
予納郵券	1万2940円 (500円×22枚)
	(100円×10枚)
	(80円×5枚)
	(20円×22枚)
	(10円×10枚)

請 求 の 趣 旨

- 1 被告らは、原告西野友章に対し、連帯して金3414万7164円及びこれに対する2010年6月18日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 被告らは、原告西野光美に対し、連帯して金3414万7164円及びこれに対する2010年6月18日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者等

- 1 原告らは、第2記載の事故によって死亡した、豊橋市立章南中学校1年生であった西野花菜（事故当時12歳、以下「花菜」という。）の両親である（甲1）。
- 2 被告豊橋市は、豊橋市立章南中学校の設置者である。豊橋市立章南中学校（以下「本件中学校」という。）は、本件中学校の正課の野外活動授業として、静岡県立三ヶ日青年の家（以下「本件青年の家」という。）でカッターのとう漕訓練の実習（以下「本件実習」という。）を行った。
- 3 被告静岡県は、本件青年の家を設置し管理していた。
- 4 被告株式会社小学館集英社プロダクション（以下「被告実施会社」という。）は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、静岡県から本件青年の家の管理を任された「指定管理者」である。

第2 本件事故の発生

1 本件実習までの経過

本件中学校において、本件中学校の学校長（以下「本件校長」という。）、及び養護教諭を含む教諭7人の計8人は、1学年の生徒94人を引率して、2010

年6月17日から同月19日までの2泊3日の予定で静岡県との契約により指定管理者として被告実施会社が管理運営する本件青年の家において、本件実習を含む野外活動授業を実施した。

- 2 花菜が乗船したカッター（以下「本件カッター」という。）は、花菜を含めた生徒18名及び教諭2名が乗船し、とう漕訓練を行っていたが、風波が強くなってとう漕が困難となり、本件青年の家のモーターボートにえい航されて浜名湖佐久米南方沖を南西進中、2010年6月18日午後3時25分ごろ左舷側に転覆した。

その後の浜松市西消防署の水難救助隊による搜索の結果、本件カッターの船尾付近で花菜が発見され、病院に搬送されたが死亡が確認された。死因は溺死であった。

第3 被告豊橋市の責任

1 被告豊橋市の債務不履行責任について

(1) 安全配慮義務の発生根拠

中学校の教育活動においては、保護者は生徒を学校に預けているのだから、教育活動において生徒の安全に配慮し、その安全を確保する義務は学校にあることに疑問の余地はない。

そして、本件実習は、本件中学校の正課の授業であり、教育活動そのものである。したがって、正課の授業の一内容と企画され、本件中学校は正課の授業として本件実習を実施した以上（甲5，甲6）、本件実習に際して、生徒に対する安全配慮義務は、当然、学校が負っていた。

(2) 安全配慮義務の内容

本件実習において、まずもって想定される危険が、カッターの転覆による事故であることは、容易に想像し得るところである。

したがって、本件実習に際して、生徒に対する安全配慮義務を負っていた本件中学校が、果たすべき安全配慮義務の内容は、カッター転覆事故を想定し、

その危険を回避する義務であった。

(3) 本件校長及び教諭らの安全配慮義務違反

ア 本件実習は、本件中学校の教諭によって、本件事故の約1年前に本件青年の家へ申込みを行い、事前打合せを行った上で実施されている（船舶事故調査報告書・以下「報告書」という。甲2-33頁）（甲7）。

この下見の際に、教員と生徒のみが乗船する自主艇のことも教諭らは聞いていた（甲3の2-1頁）。

この際に、所員から実施主体が、被告静岡県から被告実施会社が変わったことを伝えられたとき、安全面に疑問を持ち自主艇を拒んでいたら、花菜は救えたと考えられる。

イ 本件カッターは、乗船時、カッターの左舷側が右舷側よりも人員重量差が45kgも重く、乗船時において既に左側に傾いていた（甲2-44頁）。

そのため、とう漕中、船内に入った雨水や波飛沫^{なみしぶき}が左舷側に溜まって左舷側への傾斜が強まって行き、転覆した（甲2-60頁）。

教諭は、生徒の座席配置を決める際、生徒の乗船時の体重比を考慮していれば、船に入った雨水や波飛沫は左に偏って溜まることはなく、転覆も回避しえたと考えられる。

ウ 出港前、本件校長は、天候に関して何らの調査もすることなく、教諭から「この程度の雨」であれば実施される旨の報告をうけて了承している（甲2-18頁、55頁）。

しかし、昼過ぎから午後2時30分の出港までに雨量にも変化があり、それは、現場にいた本件校長及び教諭らであれば、分かったはずであるし、天候の変化を調べるべきであった。

したがって、本件校長及び教諭らにおいてハーバー出発前に、現況および予報について最終確認を行い、訓練中止を申し入れるべきであった。

そうすれば、本件事故の発生を回避することができた。

エ 生徒たちが本件カッターに乗船した際、生徒たちは、船内に降り込んだ雨

水が溜まっていて心配だという事を教諭に訴えたが、本件カッターにおいて排水の措置は採られなかった。

本件訓練時には、雨が降っており、カッターには、滞留水が生じていた（甲 2－5 4 頁）。そして、この滞留水の排水を行っていたら、本件事故を回避しえた（甲 2－6 8 頁参照）。

カッター内の滞留水が転覆の原因となることは、容易に認識し得ることなのだから、本件カッターの教諭が指導員に排水を依頼していたら、本件事故を回避することができた。

にもかかわらず、自主航行が不可能になった時点において、本件カッターは、かい休めの状態で漂泊していた（甲 2－4 5 頁）

一方、本件カッター以外のカッターにおいては、自主航行できなくなった後も、それぞれ柄杓を見つけて排水をしていた（甲 2－8 頁）。

本件カッターは、曳航前に滞留水は深さ 11 cm もあったのであり（甲 2－4 4 頁）、この滞留水が本件カッターの復元性能に影響を与え（甲 2－4 2 頁）、転覆の原因となったことから、本件カッターに乗船した教諭が、他のカッターと同様に排水をしていたら、本件事故を回避しえた。

オ カッターは、午後 2 時 30 分ごろ港から出航しているが、この時の気象条件は、降水量が 10 分間で 4 mm、1 時間で 24 mm であった（甲 2－3 4 頁）。

この雨量は、気象庁によれば「強い雨」「土砂降り」の状況の定義される（甲 8）。そして、実施の可否の最終判断を下すのは、ハーバーで見送っていた学校長なのであるから（甲 3 の 2－2 頁）、学校長は、三ヶ日青年の家の所長に対し、「こんな土砂降りの中、初めて乗るカッターで初めて触るオールを漕ぐのは無理だ」等申し向け、中止を申し入れるべきであった。

その、中止の申し入れを行っていたら、本件事故を回避することができたのである。

カ 「報告書」の気象データによると、出港の 20 分後の午後 2 時 50 分ごろ

から風も強くなってきている（甲 2－3 4 頁）。

風波も強いことから本件カッターでは、オールが揃わないとともに、船酔いした生徒が発生した。

一方でもともと人員重量が 4 5 k g 左が重かった中で、雨水や波飛沫が左舷側に溜まり、船体が左に傾いてきた状況で（甲 2－5 頁，5 0 頁），本件カッターに乗っていた教諭が，もっと早く救助を要請していたら，本件事故は回避しえた。

ことに，出航前の時点で，教諭は，天候について生徒からの心配の声を把握していたのだから（甲 3 の 2－9 頁），問題が生じた時点で救助要請は早急にすべきであったと言えます。

結局，救助を指導員に要請したのが，出港から 3 5 分後の午後 3 時 5 分ごろのことであり（甲 2－4 5 頁），遅きに失したと言うべきである。

キ 本件カッターに乗船した教諭は，舵の操作を行うのが初めてであり，曳航される際に，舵の操作がわからなくなった（甲 2－5 6 頁）。

しかし，舵の経験がないのであれば，曳航の際，所長に舵取りができないことを伝えて，所員に舵取りを依頼していれば，カッターの転覆を回避することができた。

ク どの生徒をどの船に乗るかの選択は，生徒をよく把握している本件中学校においてなされるべきものであり，したがって乗船者名簿の作成と，カッター訓練を実施した本件青年の家に対する事前の提出は，本来，本件中学校の責任においてなされるべきものである。

しかし，本件中学校が作成した乗船者名簿を，教諭が警察に提出したのは，本件事故発生後のことであり（甲 2－2 0 頁），浜松市北消防署（以下「本件消防」という。）が，行方不明者の身元を特定できたのは，警察から入手した乗船者名簿を基に本件カッターから救助された生徒等の氏名を確認し終えた午後 5 時 2 5 分ごろのことであった（甲 2－2 3 頁）。

「報告書」によれば，本件青年の家が乗船者名簿を作成していれば，本件

消防が、乗船者名簿を基に本件カッターから救助した生徒等の氏名を確認でき、早い段階で行方不明者に気づくことにより、より早期に本件カッターの船内捜索が実施されたはずであるとされている（甲 2 - 6 5 頁）。

そして、早期の捜索及び救助がなされていれば、花菜の死と言う最悪の結果を回避し得たと考えられる。

しかし、本件中学校が、事前に乗船者名簿を作成し本件青年の家に提出しておくのは、生徒を引率する責任を有するものとして当然の義務であり、これを行っていたら、上記のとおり、乗船者名簿が事故後すぐに本件消防に交付され、早期に捜索、救助がなされることにより、花菜の死を回避し得たと考えられる。

したがって、早期の捜索及び救助がなされなかったのは、本件中学校の責任と言うべきである。

ケ 本件カッターに乗船していた生徒は、救助された後の午後 3 時 4 8 分頃、教諭及び本件青年の家の所長に、花菜が行方不明であることを伝えている（甲 3 の 2 - 3 頁，甲 2 - 1 9 頁参照）。

その時点で、教諭は、本件消防等にその情報を明確に伝えるのみならず、最後まで花菜の救助を確認していたら、もっと早期に花菜は発見され、花菜の死を回避し得たと考えられる。

コ 以上より、学校長及び教諭らに、安全配慮義務違反があることは明らかである。

(4) 履行補助者の過失

ア ところで、本件中学校は、本件事故発生の 2 0 1 0 年以前から、本件青年の家で本件実習を行っており、本件事故発生の年に指定管理者が被告実施会社となった。

本件中学校は、被告実施会社に本件実習を委託することにより、上記安全配慮義務の履行をしようとしたのであるから、被告実施会社は、安全配慮義務の履行者である被告豊橋市の履行補助者である。

そして、履行補助者の過失は、履行者の過失と同視されるものだから、被告実施会社の責任は、被告豊橋市の責任となる。

本件実習が本件中学校の正課の授業であり、教育活動そのものであることに鑑みれば（甲 5，甲 6），生徒や保護者は、被告実施会社の責任についても、被告豊橋市も当然に責任を負うという前提の下で子どもを実習に参加させていると言えるため、実施会社が独立の専門業者であるか否かによって、被告豊橋市の責任は左右されない（東京地裁平成 20 年 10 月 29 日判決・平成 18 年（ワ）第 12649 号損害賠償請求事件も同旨）。

ことに、中学校は義務教育でありその正課の授業への参加について、親や生徒に選択の余地はないのであるからなおさらである。

イ 履行補助者の過失

本件において、以下の通り、報告書より、被告実施会社の過失は明らかである（甲 2－83 頁等）。

- ① 本件青年の家所長（以下「本件所長」という。）は、本件カッターをえい航する際、滞留水の排水、舵の操作方法等についての注意事項を伝えなかった。
- ② 本件所長は、カッターのえい航に関する経験がなく、かつ知識が乏しかったにもかかわらず、被告実施会社は本件所長を本件青年の家における本件実習の安全管理の責任者としていた。
- ③ 被告実施会社はカッターのえい航救助に関する要領を含むカッター事故を想定した救助体制等を危機管理マニュアルに定めていなかった。また、本件青年の家の職員に対してカッターのえい航訓練を行っていなかった。
- ④ 本件青年の家では、気象注意報が発表された場合の訓練中止基準が指導マニュアルに規定されておらず、指導マニュアルが適切な内容となっておらず、また、天候不良時や訓練コース選定時機等に関する訓練方法について指導マニュアル等が適切な内容となっていなかった。

被告実施会社は、このように適切なマニュアルの作成を怠っていた。

(5) 以上より、被告豊橋市は、本件中学校の正課の授業である本件実習に際し、学校長及び教諭らが負うべき安全配慮義務に違反したのみならず、履行補助者である被告実施会社を利用して学校長及び教諭らが負うべき安全配慮義務を履行しようとした結果、同義務に違反し、それによって花菜の死という結果を招いたのだから、被告豊橋市は、原告らに対し、安全配慮義務違反の債務不履行責任を負う。

2 国家賠償法上の責任

また、上記1(3)ア～ケのとおり、本件校長及び教諭らに過失があり、その過失によって、花菜の死を招いたと言えるのだから、本件中学校の設置者である被告豊橋市は、原告らに対し、国家賠償法上の責任を負う（国家賠償法1条1項）。

第4 被告実施会社の責任及び被告静岡県の責任

1 被告実施会社の責任

本件において、以下の通り、報告書より、被告実施会社及び本件所長の過失明らかである（甲2-83頁等）。

- ① 本件所長は、本件カッターをえい航する際、滞留水の排水、舵の操作方法等についての注意事項を伝えなかった。
- ② 本件所長は、カッターのえい航に関する経験がなく、かつ知識が乏しかったにもかかわらず、被告実施会社は本件所長を本件青年の家における本件実習の安全管理の責任者としていた。
- ③ 被告実施会社はカッターのえい航救助に関する要領を含むカッター事故を想定した救助体制等を危機管理マニュアルに定めていなかった。また、本件青年の家の職員に対してカッターのえい航訓練を行っていなかった。
- ④ 本件青年の家では、気象注意報が発表された場合の訓練中止基準が指導マニュアルに規定されておらず、指導マニュアルが適切な内容となっておらず、また、天候不良時や訓練コース選定時機等に関する訓練方法について指導マニ

アル等が適切な内容となっていなかった。

被告実施会社は、このように適切なマニュアルの作成を怠っていた。

2 被告静岡県の実責任

本件において、以下の通り、報告書より、被告静岡県を設置にかかる静岡県教育委員会（以下「本件教育委員会」という。）の過失は明らかである（甲 2 - 8 3 頁等）。

- ① 本件教育委員会は、被告実施会社に対してカッター訓練の中止基準を含む訓練方法等に関する申入れをせずに継承させた。
- ② 本件教育委員会は、被告実施会社に対してカッターのえい航救助に関する要領を含むカッター事故を想定した救助体制等を危機管理マニュアルに定めさせておらず、また本件青年の家に関する事前引き継ぎ時を含めてカッターのえい航訓練を行わせていなかった。

3 上記被告実施会社、本件所長、本件教育委員会の過失により、本件カッターは、大雨、雷、強風、波浪及び洪水注意報が発表された降雨の状況下、通常時の訓練方法であるコースによる自主艇としてとう漕訓練を行った挙句、風波が強まってとう漕が困難となり、本件カッターは滞留水を排水する措置も採られないまま左傾斜し、舵が自由に動く状態となり、左斜航状態で風上に向けてえい航された。

その結果、本件カッターは、湖水が左舷船首から連続して打ち込み、滞留水が増加するなどによる左傾斜が増したことで左舷側のオールが着水して左回頭し、その後、右舷側に座っていた生徒等が姿勢を崩して左舷側に移動したことから左傾斜がさらに増した。

それによって、本件カッターは、左舷舷端が没水して湖水が船内に流入し、転覆した。

4 以上より、被告実施会社は、原告らに対し、被告実施会社自身の過失に基づく不法行為責任（民法 709 条）及び、本件所長の使用者としての使用者責任（民法 715 条 1 項）に基づく損害賠償責任を負う。

また、被告静岡県は、原告らに対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責

任を負う。

第4 原告らの損害

1 原告らは、以下のとおり各自 3 4 1 4 万 7 2 6 4 円の損害賠償請求権を取得した (甲 1)。

2 逸失利益 4 4 2 9 万 4 5 2 8 円

(1) 基礎収入 4 6 6 万 7 2 0 0 円

2 0 1 0 年の賃金センサスにおける全労働者の平均賃金を基準とした。

(2) 生活費控除率 3 割

女性であることから、生活費控除率を 3 割とした。

(3) ライプニッツ係数 1 3 . 5 5 8

本件事故当時 1 2 歳、稼働年齢を 1 8 歳から 6 7 歳までのライプニッツ係数を用いた。

(4) 計算式

$4 6 6 万 7 2 0 0 円 \times (1 - 0 . 3) \times 1 3 . 5 5 8 = 4 4 2 9 万 4 5 2 8 円$

3 慰謝料 2 4 0 0 万円

本件は、上述のとおり、本件中学校の正課の授業であるにもかかわらず、非常に杜撰な安全管理の下で起きた事故であること、それによって授業に取り組んでいた何の落ち度もない花菜が亡くなったこと、正課の授業に子どもを預かっていた被告豊橋市が原告らの謝罪申入 (甲 9) に対し、反省と謝罪を拒んだばかりか、何ら意味のある回答をしなかったこと (甲 1 0) などを考慮すれば、上記 2 4 0 0 万円が相当である。

3 合計 6 8 2 9 万 4 5 2 8 円

原告ら各自 3 4 1 4 万 7 2 6 4 円

第5 結論

よって原告らは、各自、被告豊橋市に対し、安全配慮義務違反の債務不履行

に基づく損害賠償請求権として、3414万7264円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるとともに、原告らは、各自、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として、3414万7264円及びこれに対する不法行為の日である2010年6月18日から支払い済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

証 拠 方 法

甲 1	戸籍謄本
甲 2	船舶事故調査報告書
甲 3 の 1	豊橋市に対する質問
甲 3 の 2	西野さんからの質問 (H23. 4. 19) に対する回答
甲 4	静岡県立三ヶ日青年の家カッターボート転覆事故調査報告書
甲 5	学年懇談会資料
甲 6	S M I L E (章南中学校第 1 学年通信 NO6.22.6.14)
甲 7	事前打合せ記録用紙
甲 8	気象庁ホームページ
甲 9	謝罪申入書
甲 1 0	被告豊橋市作成の書面 (無題)

添 付 書 類

1	甲号証 (写)	各 3 通
2	資格証明書 (被告会社)	1 通
3	委任状	2 通